

品確法に基づく国土交通省の総合評価方式への取り組みについて

国土交通省大臣官房技術調査課

1. はじめに

平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）において、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されました。また、その第12条では、「発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。」とされ、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして、総合評価方式の導入・拡充が期待されているところです。

国土交通省では、平成17年9月に、品確法の施行等を踏まえ、直轄工事における取組方針を示した「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を策定し、総合評価方式の拡充など、工事の品質確保の促進に努めているところです。

本稿では、ガイドラインに基づく国土交通省直轄工事の総合評価方式の取組について紹介します。

2. ガイドラインの概要

ガイドラインは、品確法に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）に示された内容を実施する上で必要となる具体の手続きな

どを示したものです。このガイドラインは、国土交通省直轄事業において適用されていますが、地方自治体など他の発注者も参考とすることができる内容となっています。

ガイドラインでは、技術的能力の審査の実施に関する事項、技術提案の審査・評価の実施に関する事項、中立かつ公正な審査・評価の確保に関する事項、国土交通省による発注者の支援等について示されていますが、以下では、その内容のうち、総合評価方式に関する事項について、概要を紹介します。

(1) 工事の品質確保のための技術的能力・技術提案の評価・活用

ガイドラインでは特に小規模な工事を除き、すべての直轄工事において総合評価方式を適用することを基本としています。なお、総合評価方式の適用にあたっては、当該工事の難易度や工事規模に応じて、高度技術提案型、標準型、簡易型のうち、いずれかの方式を選択することとしています（図-1、2）。

(2) 技術提案の審査・評価の実施

総合評価の方法（技術提案の審査・評価）は次のとおりです。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。
- ② 評価値の算出方法は「除算方式」（図-3）

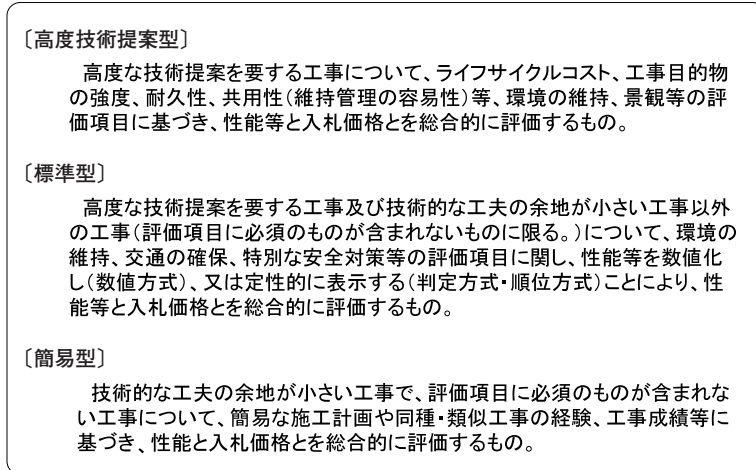
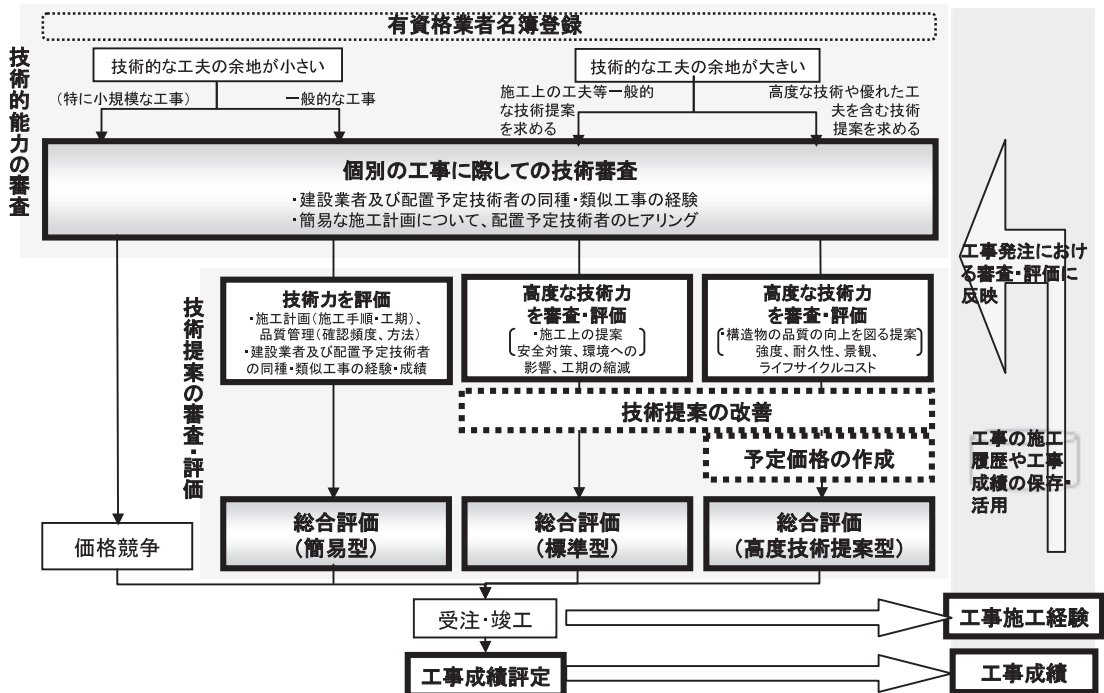


図-1 総合評価方式の定義



※技術提案:一般的な工事においては、簡易な施工計画、品質管理等についての提案を求める。
 技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質の向上に関する高度な提案を求める。

図-2 工事における技術力の評価・活用

とし、標準点は100点、技術提案に係る加算点の上限は、高度技術提案型及び標準型については10点から50点(従前は10点)、簡易型(新規導入)については10点から30点までの範囲とすること。

③高度技術提案型及び標準型の技術提案

は、具体的な施工計画、総合的なコストの縮減、工事目的物の性能・機能の向上、社会的要請への対応に関する事項とすること。

④簡易型の技術提案は、簡易な施工計画を基本とし、得点配分は施工計画を主とし

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点(基礎点)+加算点}}{\text{入札価格}}$$

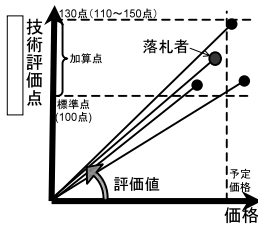


図-3 評価値の算出方法（除算方式）

て評価すること。

- ⑤高度技術提型において、提案を踏まえて予定価格を作成する場合は、各提案の部分的な内容の組み合わせにより作成することなく優れた提案の全体を採用できるよう作成すること。

3. 総合評価方式における審査・評価

以下では、2.で紹介した簡易型、標準型、高度技術提案型について、それぞれの特徴や技術提案の審査・評価の考え方を紹介します。

(1) 簡易型

近年、公共工事における不良工事が増加する傾向にあり、十分な性能・機能が確保できない、施工不良に伴う補修工事等により通行を規制する、供用開始時期が遅れる、あるいは工事に伴う騒音・振動対策が不十分である等の社会的便益の損失が大きい事例も見受けられます。

簡易型を適用する工事規模が小さいものや難易度が低い工事においては、技術提案の範囲が限定され、公共工事の価値の向上を図る一方で、こうした不良工事のリスクを回避するため、発注者が示す標準的な仕様に基づく適切かつ確実な施工がより重要となってきます。長期的に見れば、確実な施工を行うことにより工事目的物の性能が確保されるとともに、構造物の長寿命化や、

長い供用期間にわたる維持管理の軽減にもつながります。これにより、国民にとっては、供用性・安全性の高い社会資本の確保、将来の維持管理費を含めた総合的なコストの縮減、事業効果の早期発現、工事の円滑な実施等の利益を享受することができることとなります。

したがって簡易型総合評価方式においては、技術的能力の審査段階で用いた技術資料のうち、施工計画における工程管理や品質管理に関する資料を技術提案として評価することとしています。また、企業の施工実績や地域に関する知見等、適切な項目を評価項目として追加することも可能としています。なお、表-1では北陸地方整備局における簡易型総合評価方式の評価基準を例に示します。

(2) 標準型

工事規模が大きく、難易度が高い工事においては、従来の総合評価方式を踏襲し、発注者が示す標準的な仕様に対して技術提案を求めることにより、企業の優れた技術力を活用し、公共工事の価値をより高めることができます（標準型総合評価方式）。このような工事では総合的なコストの縮減や工事目的物の性能、機能の向上、社会的要請への対応に関する技術提案を求め、提案の実現性や安全性等について審査・評価を行います。

なお、国土交通省直轄工事においては、平成11年度から総合評価を実施しているところですが、総合評価の評価項目の種類自体も多様化し、一工事当たりの評価項目数についても複数項目を設定するケースが増加しています（表-2）。

(3) 高度技術提案型の審査・評価

高度技術提案型総合評価は、品確法第

表一 簡易型総合評価方式評価基準例（北陸地方整備局）

①技術提案の評価

評価の視点	評価項目	評価内容	評価基準
簡易な施工計画 (技術提案)	・ 施工計画、工期設定の評価 ・ 施工上の課題への対応 ※どちらかの評価内容を設定	施工計画の実施手順の妥当性、工期設定の適切性を評価 (簡単な施工計画と工程表を、A4用紙1枚程度にて提出)	現場状況等を踏まえて工事の手順や工程表が適切に設定されており、工期短縮や品質向上等における独自の工夫が見られる : 10点 施工計画や工程表が適切であり、一般的な工夫が見られる : 5点 施工計画や工程表が適切だが、工夫が見られない : 0点
		発注者が設定した施工上の課題への対応を評価 (A4用紙1枚程度にて提出)	課題への対応が的確に図られた、独自の工夫が見られる内容である : 10点 課題を理解した対応であり、一般的な工夫が見られる : 5点 課題を理解した対応だが、工夫が見られない : 0点
計			10点満点

②当該工事の確実性等の評価

企業の技術力	同種工事の実績	過去10ヶ年間の同種工事の実績の有無（国、公団、県、市町村等発注工事）	国、公団、都道府県、政令指定都市での実績あり：0.5点 市町村、公益企業での実績あり：0.25点
	工事成績	北陸地方整備局発注工事（港湾・空港関係を除く。）における過去2ヶ年度の全工種工事成績評定点の平均点	80点以上 : 3点 75点以上80点未満 : 2点 70点以上75点未満 : 1点 65点以上70点未満又は、実績無し : 0点 65点未満 : -5点
	優良工事表彰	北陸地方整備局発注工事（港湾・空港関係を除く。）における15、16年度の優良工事表彰の有無	局長表彰有り : 2点 事務所長表彰有り : 1点
	安全管理に関する表彰	北陸地方整備局発注工事（港湾・空港関係を除く。）における15、16年度の安全管理に関する表彰の有無	表彰有り : 1点
配置予定技術者の能力	同種工事の経験	過去10ヶ年間の同種工事の経験の有無（国、公団、県、市町村等発注工事）	国、公団（旧道路4公団含む）、都道府県、政令指定都市での経験あり : 0.5点 市町村、公益企業での経験あり : 0.25点
	優良工事技術者表彰	北陸地方整備局発注工事（港湾・空港関係を除く。）における過去5ヶ年度の優良工事技術者表彰の有無	局長表彰有り : 1点 事務所長表彰有り : 0.5点
地域貢献度	災害時等における活動実績	過去2ヶ年度の活動実績の有無。（又は、災害時等における緊急対応を明記した協定、契約の直接締結の有無）	活動有り : 2点 協定締結しているが活動無し : 0.5点 その他 : 0点
計			10点満点
合計 (①+②)			20点満点

※ 配点については、H18.4現在運用中のものであり、今後変更する場合がある。

表二 標準型総合評価方式の評価事例

大分類	小分類	具 体 例
ライフサイクルコスト	維持管理費	消費エネルギー（電力、燃料）をどのように低減させるか
性能・機能	初期性能の持続性	供用後の路面の轍掘れを如何に抑制するか
	騒音低減	供用後の走行騒音を何dB低下できるか
	耐久性	鉄筋の腐食を防止するため、コンクリートのひび割れを如何に抑制するか
	安定性	走行車両の安定性を保つため、床版コンクリートの平坦性をどのように向上させるか
環境の維持	騒音	工事中の工事騒音を何dB低下できるか
	振動	工事中の工事振動を少なくするためにどのような対策をとるか
	粉塵	工事用車両の走行による粉塵をどのように抑制するか
	水質汚濁	濁水のpH値を如何にして下げる（上げる）か
	大気汚染	NOx・SOx等の排ガスをどのように抑制するか
	生活環境	近隣住民とのコミュニケーションをどのように図るか
	生態系	貴重動植物の生息地の改変面積を如何に少なくするか
交通の確保	規制時間	工事に伴う交通規制時間の短縮効果
	交通ネットワークの確保	車線規制・迂回路使用の日数短縮効果
特別な安全対策	安全対策の良否	一般車両・歩行者の安全をどのように確保するか
省資源対策又はリサイクル	省資源対策	現地発生材を如何に有効活用するか
	リサイクルの良否	解体コンクリートを如何に再利用するか

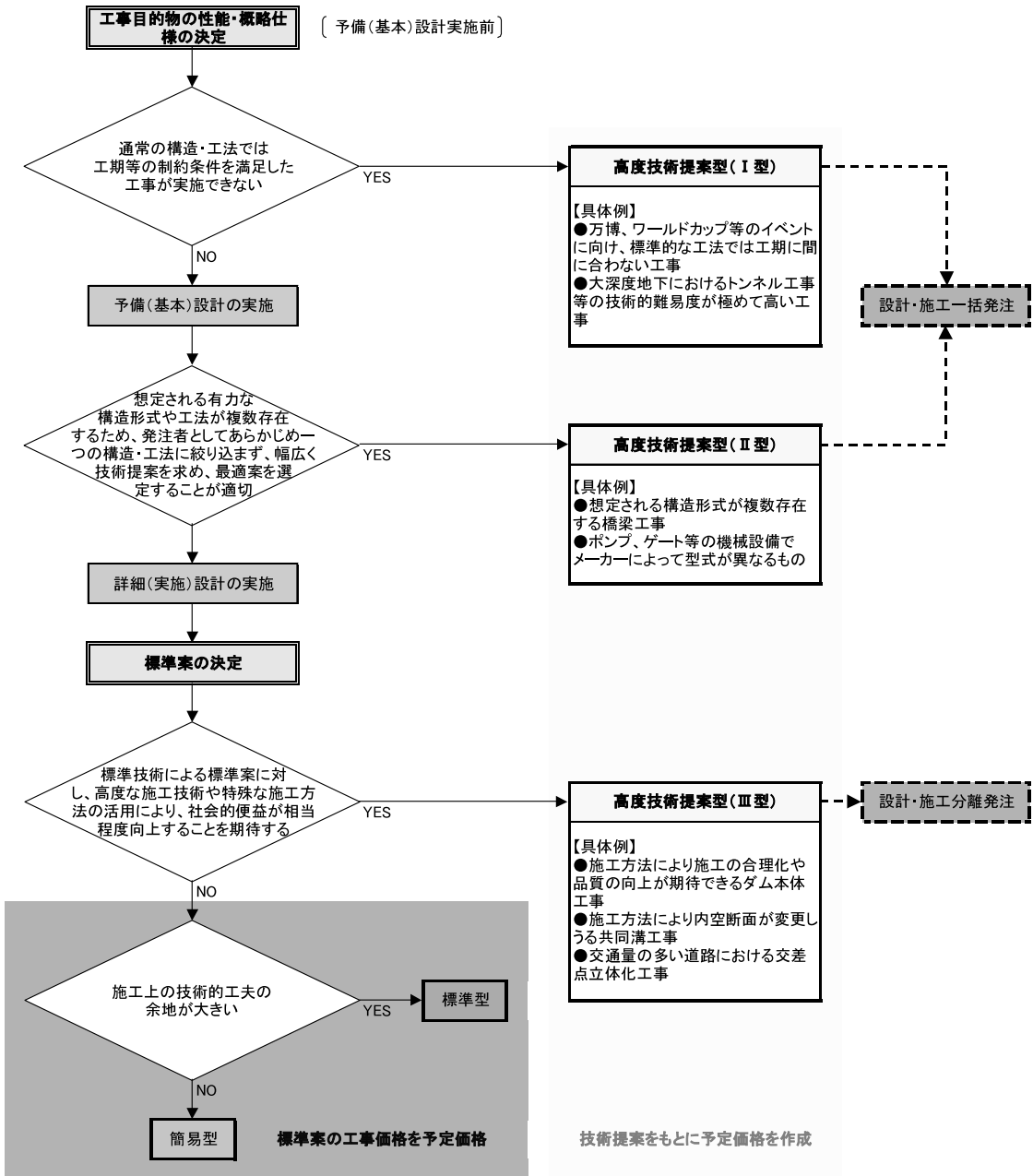


図-4 高度技術提案型総合評価方式の適用の考え方

13条「発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。」及び第14条「発注者は、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提

案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。」を具体的な手続きとして整理した方式です。

昨年度は、関東地方整備局の国道1号原宿交差点立体工事など7件の工事で試行が行われました。また、国土交通省国土技術

	実施件数 (H18年3月31日現在)		加算点の配点					最低価格者以外 の落札件数
		うち、デザ インビルド	10以上 20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50	
簡易型	1,102		821	147	134			76
標準型	502	0	402	59	28	13	0	33
高度技術提案型	7	3	4	1	2	0	0	0
計	1,611	3	1,227	207	164	13	0	109

※8 地方整備局（港湾空港関係を除く）において、平成18年3月31日までに入札が終了した総合評価方式の件数。（速報）

表－3 平成17年度の実施件数の総合評価方式の実施件数

政策総合研究所が昨年5月から実施している「公共工事における総合評価方式活用検討委員会」（委員長：小澤一雅東京大学大学院工学系研究科教授、以下、「委員会」。）において、高度技術提案型を適用する上での具体的な手続き等の検討を行い、平成18年4月に「高度技術提案型総合評価方式の手続きについて」をとりまとめました（図－4）。

4. ガイドラインに基づく総合評価方式の実施状況と課題

国土交通省の8地方整備局における総合評価方式の実施件数は、表－3に示すとおりです。品確法施行前の平成16年度の実施件数は、327件（全て標準型）でしたので、件数ベースで5倍に拡充されていることとなります。中でも、ガイドラインにおいて新規に導入された簡易型総合評価方式の実施件数が、1,102件となっており、総合評価方式の実施件数の中で大きな割合を占めています。

また、ガイドラインでは、従前に比べ加算点の上限が引き上げられましたが、平成17年度の実績では、全実施件数の約5%強に当たる109件が「最低価格者以外が落札者」すなわち、技術力が評価された落札結果となっています。価格と品質（技術力）を適正に評価するためには、より高い加算点設定の検討・導入が必要と考えています。

5. おわりに

国土交通省では、平成18年度の直轄工事における総合評価方式の実施目標を、「契約金額ベースで8割以上、件数ベースで5割以上」と設定しました。今後は、その実現に向けて鋭意努力するとともに、より適切な総合評価を行っていくため、平成17年度における総合評価の実施状況についてのフォローアップや委員会によりとりまとめられた手続きを踏まえた高度技術提案型の適切な実施に取り組む予定です。